

令和元年度 第 3 回台東区次世代育成支援地域協議会 会議録

会議体の名称	台東区次世代育成支援地域協議会	
事務局（担当課）	区民部 子育て・若者支援課	
開催日時	2019年11月14日（木） 19:00～21:20	
開催場所	台東区役所 10階 1003会議室	
議題	<p>1. 開会</p> <p>2. 議事</p> <p>（1）審議事項</p> <p>①台東区次世代育成支援計画（第二期）中間まとめについて</p> <p>（2）事業報告</p> <p>①平成30年度子供育成活動支援事業の実施状況について</p> <p>②若者育成支援推進事業の実施状況について</p> <p>③台東区要保護児童の状況について</p> <p>④区内各警察署との児童虐待対応における協定の締結について</p> <p>⑤日本堤子ども家庭支援センターの改修工事について</p> <p>⑥平成30年度ゆりかご・たいとう、産後ケア及び乳児家庭全戸訪問の実施結果について</p> <p>⑦浅草保健相談センターの移転等について</p> <p>⑧緊急保育室運営事業者の選定結果について</p> <p>⑨令和2年4月保育所等入所申込の受付について</p> <p>⑩未就学児の移動経路における点検の実施について</p> <p>⑪幼児教育・保育の無償化実施後における食材料費の徴収について</p> <p>⑫放課後対策事業運営事業者の選定結果について</p> <p>⑬玉姫こどもクラブと石浜こどもクラブの統合について</p> <p>⑭令和2年度のこどもクラブの定員及び利用審査基準の見直しについて</p> <p>⑮令和2年4月こどもクラブ利用申込の受付について</p> <p>（3）その他</p>	
出席者	委員	<p>委員長 西 智子</p> <p>副委員長 堀内 一男</p> <p>委員 清水 紀美代</p> <p>委員 宇津木 和子</p> <p>委員 澤田 庄一</p> <p>委員 石田 真理子</p> <p>委員 古屋 道明</p> <p>委員 高橋 海有</p> <p>委員 宇佐見 正人</p> <p>委員 江川 悦子</p> <p>委員 中村 真理子</p> <p>委員 望月 昇</p>

		委員 齋藤 美奈子 委員 小竹 桃子 委員 酒井 まり 欠席委員 委員 柴原 公明 委員 桑原 裕美子 委員 中井 宏好 委員 齋藤 守男 委員 土肥 拓生
	関係課	子ども家庭支援センター長 米津 由美 保健サービス課長 水田 渉子 庶務課長 小澤 隆 学務課長 福田 兼一 児童保育課長 佐々木 洋人 放課後対策担当課長 西山 あゆみ 指導課長 小柴 憲一
	事務局	子育て・若者支援課長 川口 卓志 子育て・若者支援課庶務担当係長 池田 尚人

配布資料	<p>【事前配布】</p> 審議資料 1 台東区次世代育成支援計画（第二期）中間のまとめについて 別添 台東区次世代育成支援計画（第二期）中間のまとめ（案） 別紙① 次世代育成支援計画 追加事業一覧 報告資料 1 平成 30 年度子供育成活動支援事業の実施状況について 報告資料 2 若者育成支援推進事業の実施状況について 報告資料 3 台東区要保護児童の状況について 報告資料 4 区内各警察署との児童虐待対応における協定の締結について 報告資料 5 日本堤子ども家庭支援センターの改修工事について 報告資料 6 平成 30 年度ゆりかご・たいとう、産後ケア及び乳児家庭全戸訪問の実施結果について 報告資料 7 浅草保健相談センターの移転等について 報告資料 8 緊急保育室運営事業者の選定結果について 報告資料 9 令和 2 年 4 月保育所等入所申込の受付について 報告資料 10 未就学児の移動経路における点検の実施について 報告資料 11 放課後対策事業運営事業者の選定結果について 報告資料 12 玉姫こどもクラブと石浜こどもクラブの統合について 報告資料 13 令和 2 年度のこどもクラブの定員及び利用審査基準の見直しについて 報告資料 14 令和 2 年 4 月こどもクラブ利用申込の受付について
------	---

審 議 結 果

(1) 審議事項

- ①台東区次世代育成支援計画（第二期）中間まとめについて
原案どおり了承された。

検 討 経 過

1. 開会

2. 議事

(1) 審議事項

①台東区次世代育成支援計画（第二期）中間まとめについて（その1）

【説明】

（子ども・若者支援課長）

審議資料1に基づき説明する。資料の分量が多いため、3回に分けて説明する。

本計画の位置付けは、すべての子供・若者と子育て家庭、地域、企業、行政等を対象として、今後の区の次世代育成支援施策の方向性や目標を総合的に定めるものとする。

本計画は、現行の計画を引き継ぎ、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、子供の貧困対策の推進に関する法律に基づく「子供の貧困対策計画」、子供・若者育成支援推進法に基づく「子供・若者支援計画」を包含した計画として策定する。計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間である。基本理念、基本的な視点、基本目標及び施策の展開については、後ほど説明する。

追加事業については、審議資料1 別紙のとおり。

続いて、台東区次世代育成支援計画（第二期）中間のまとめ（案）について説明する。

p.3 では計画策定の主旨、p.4 では計画の性格・位置づけ及び期間を記載している。続いて、p.5 では子供の貧困対策計画及び子供・若者支援計画と本計画の関係について記載している。p.6 以降は、台東区の子供・若者・子育て家庭を取り巻く環境について各種統計・推計の基礎データを整理している。p.16「ひきこもりの状況」は、新規推計であり、区で推計した数値を全国と比較している。台東区では1.54%（996人）が広義のひきこもりとして推計している。

p.19では基本理念「子供の育ちと若者の自立を支え すべての子供・若者が成長し輝くまち たいとう ～地域社会全体で子供を育み、若者を支えるまちを目指して～」を掲げている。地域で支えている視点を含めるため、副題を追加した。p.20では、基本理念の実現に向けた施策や個別事業を、分野横断的に計画全体を繋ぐものとして基本的な視点をまとめている。現行計画の主体は子供のみであり、若者を追加した「子供・若者」とした。P.21以降では基本目標1～基本目標7を掲げ、それぞれ評価指標を設定している。

【質疑応答】

（宇佐見委員）

p.10の幼稚園の在園児数の表について、私立幼稚園だけ定員数をしていないのは何故か。

（児童保育課長）

私立幼稚園は、区外からの利用者も含まれており、定員数を記載しても区の実態を反映したデータにはならないと判断したため。代わりに区内私立幼稚園児数と区外私立幼稚園児数としている。

（西委員長）

p.5「SDGsの理念と本計画との関係」について、SDGsに関する説明はこれで全てか。何か補足する予定はあるのか。

(子育て・若者支援課長)

長期総合計画に SDG s の詳細を記載しており、全庁的に当該計画に基づいて事業を推進していく整理となっている。そのため、本計画については、このような形で示したいと考えている。

(西委員長)

次世代計画についてはこれ以上の記述はないということか。

(子育て・若者支援課長)

SDG s の理念に配慮しつつ、子供・若者に対する具体的な法律に基づいた施策の展開と
するため、現在の記述に留めたいと考えている。

(西委員長)

本計画は、前回と比べて子供の貧困対策計画と子供・若者支援計画を包含しているため、
基本目標等の範囲が広がっている。これらを踏まえ、他に質問等はあるか。

(意見なし)

①台東区次世代育成支援計画（第二期）中間まとめについて（その2）

【説明】

(子育て・若者支援課長)

第3部「計画の内容について」について説明する。

p.31では、基本理念及び基本的な視点、施策の展開を体系図としてまとめた。p.32以降
では、基本目標及び施策の展開、事業名、担当課を表形式でまとめた。なお、現行計画に掲
載されていない事業は、「追加」と表記している。その他、子ども・子育て支援事業計画関連
事業と子どもの貧困対策大綱関連事業については、それぞれ○（まる）を付けている。p.40
以降は個別施策の展開であり、目標ごとに現状と課題及び今後の取組み、表形式にした具体
的な事業を記載している。

【質疑応答】

(宇佐見委員)

P.53における今後の取組みで、「幼稚園・保育園・こども園の交流活動や、教職員と保育
士による合同研究の機会充実」等、学校・園の枠を超えた教育・保育の推進が記述されてい
る。現状では、P.10のとおり、こども園は定員数に対し園児数はほぼ100%近く、園児を増
やすことは現実的に不可能な状況にある。一方、区立幼稚園は、定員に対し40%程度の余裕
がある。私立幼稚園についても、定員に対してどの程度余裕があるか把握したいところであ
るが、先の質問より難しいとのこと。ニーズ調査結果にも出ているように、保育所に対する
ニーズが非常に高く、待機児童も発生している。保育園等との連携を図りながら幼稚園の空
き枠を有効に使うことが、子供達の教育の場を広げることに繋がるのではないか。また、区
立幼稚園は小学校と同じ敷地内で運営されており、交流活動等が活発に行える環境である。
区立幼稚園の魅力が高められるよう支援をお願いしたい。

(児童保育課長)

後ほど、今後5年間の教育・保育施設の需要予測及び取組みについて説明する。

(石田委員)

p.72基本目標5について、今年度に東京都条例で親の体罰・暴言禁止が制定され、これ自
体は高く評価している。ただ、体罰・暴言の禁止を家庭内だけに留めず、学校でも同じよう

な取り組みができないか。子供の暴力や暴言に対しては、目を覆いたくなるような現状であり、学校での適切な指導が進めば、子供の自尊心が育まれるとともに、いじめが減ると考える。

p.83の事業「奨学給付金」について、当該事業は、生活保護世帯も対象となるのか。

(指導課長)

子供の暴力・暴言行為については、毅然とした指導をする。また、行動の背景には何らかの要因があることが多いので、保護者と話し合うことで改善を図りたいと考えている。

(子育て・若者支援課長)

奨学給付金事業について説明する。以前は奨学金貸付事業を実施していたが、高等教育の無償化等により貸付件数が減ったこともあり、給付型の制度に切り替えたものである。生活保護世帯については、保護費の中に支度金といった形で本事業と同程度の支給があるため、本事業の対象外となっている。そのため、非課税世帯や低額所得世帯のみを対象としている。

(石田委員)

p.91「(4) 外国人の子供とその家族への支援」について、外国人家庭は、子供の学習面だけでなく、保護者が学校からの手紙が読めないという問題がある。重要なものだけでも構わないので、ふりがなを付けることはできないか。

p.93「若者の居場所づくり【再掲】」について、具体的な内容をご説明いただきたい。

(子育て・若者支援課長)

若者の居場所づくりに関する事業については、これから検討し、令和3年度には具体的な事業をお示しする。現状15歳以上の方の相談等支援を行っているが、今後は継続的な場所や機会を用意し、社会参加するためのプログラムや就労に向けたプログラム等、個々の状況に応じたプログラムを提供したいと考えている。

(指導課長)

現在、教育支援館にて日本語指導派遣や、保護者通訳面談等の支援策を実施している。今後も保護者通訳面談等を通じて、保護者のニーズを把握しできる限りの対応をしていく。

(西委員長)

外国人世帯は、直近5年間で3割近く増加している。そのような現状において、多言語対応が日本語含め4か国で十分なのか。新宿区の区立幼稚園は、7か国語に対応している現状を鑑みると、台東区も対応拡大を検討してほしい。

虐待に関しては、虐待防止法に保護者への啓発活動が含まれているので、取り組みを要望する。

(宇佐見委員)

外国人対応について、保護者から通訳の派遣を要請できるのか。

(指導課長)

教育支援館の事業だが、把握している範囲で説明する。基本的に派遣申請は園もしくは学校で行う。保護者から通訳者の希望が園や学校に寄せられた場合のほか、園や学校で通訳が必要と認められた場合等において教育支援館に要請している。

(古屋委員)

私立保育園は外国籍の方が多く、東京都・区の指導により、園の書類はふりがなや図示等により分かりやすいよう心がけている。また、子供の安全については緊急性が高く、ケガ・病気等により通訳を呼ぶ余裕がない場合も多い。そのため、当園では、ポケトークのような音声翻訳機器を複数用意し対応している。区全体としても、そのような対応があっても良いのではないかと。

(児童保育課長)

外国人世帯は増加することが想定されるので、円滑な意思疎通を図るために最適な方法は今後も検討していきたい。

(西委員長)

他に質問はあるか。
(意見なし)

①台東区次世代育成支援計画（第二期）中間まとめについて（その3）

【説明】

(子育て・若者支援課長)

p.96からは、子ども・子育て支援事業計画である。これら事業は、大きく分けて教育・保育事業と地域子ども・子育て支援事業の2つに分類される。教育・保育事業の量の見込みと提供体制の確保策については、児童保育課長より説明する。

(児童保育課長)

p.100 および 101 には、量の見込みにおける算定方法等が記載されている。幼稚園、認定こども園、認可保育所について今後5年間の需要予測と、それに対する定員確保数を掲載する。各事業における具体的な数値は、ニーズ調査の結果や申請実績を基に現在算定中である。

(子育て・若者支援課長)

p.102 以降には、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期をまとめている。なお、国の手引きに沿って量の見込みを算出した結果、利用実態から大きな乖離が生じた場合は、過年度の実績値及び今後の人口推計値を考慮した上で需要予測を補正している。全12事業の詳細については、資料記載のとおり。

p.119 以降は、参考データとして昨年度実施したニーズ調査結果の概要を掲載している。最後に、今後のスケジュールについて報告する。審議資料1記載のとおり、令和元年度第4回定例会を経て、12月から翌1月にかけてパブリックコメントを実施する。その後、最終案を協議会及び定例会に諮り、3月の策定完了を目指す。

【質疑応答】

(西委員長)

パブリックコメント実施前に協議会としての意見を本計画へ反映するには、この場にて意見を出す必要がある。

(堀内副委員長)

膨大な資料と綿密な調査に基づき、課題を抽出して細やかな施策を作り、具体的に実行していることが伺える。今までの報告の中で、区にはさまざまな課題があり、その対応策の必要性について理解できた。一方、台東区で学んだ子供達の目指すべき方向性や、区の特徴を生かした具体的な取組みが打ち出されていないように感じる。台東区らしさに焦点を当てた目標等があるとより良い計画になるのではないかと。事務局はどのような見解を持っているか。

(子育て・若者支援課長)

一つの具体的な事業を指して台東区らしさを示すといったことではなく、本計画の基本目標1～7及びすべての事業を推進・達成していくことが、台東区らしい次世代育成に繋がると考えている。

(堀内副委員長)

区内のどの学校も目標とする特徴的な教育方針等があれば良いと思う。

(子育て・若者支援課長)

p.59「子供の文化教育の充実」事業のとおり、台東区らしい教育のための事業を実施しており、本計画内でも特色ある事業が展開されている。

(高橋委員)

全国的に子ども・子育て支援法に則った会議体の名称は「子ども・子育て会議」として開催されているが、台東区においては前述の会議と同等であるとしながらも「次世代育成支援地域協議会」としている。名称を変更することで、より子供に焦点を当てた議案や、それから派生した会議体の設置など、子供にとって良い行政の動きが期待できるのではないかと。本計画についても、子供や若者を支える側の支援の充実が多いように思う。保護者のニーズと子供のニーズは必ずしも一致しない。保護者のニーズに応えすぎると、子供にとって不利益になる可能性がある。会議そのものの方向性として、保護者へのサービス充実と同時に、子供の視点も大きなテーマの一つとして捉えてほしい。

(西委員長)

本会議体は、子ども・子育て支援法による「子ども・子育て会議」に限定せず、幅広い年齢を包括する意味で「次世代」の名称を残したという、前々回の報告を記憶している。このことについて改めて説明願いたい。

(子育て・若者支援課長)

本会議の委員の方々は、子ども・子育て会議と同等の有識者・団体によって構成している。子供・若者育成支援推進法の制定により、子供達が義務教育終了後の支援を見据えて、児童期から支援していくことが重要であるという視点もあることから、現状のまま実施したいと考えている。ご意見のとおり子供の視点も大事にしながら推進していく。

(西委員長)

本計画においては、区全体の目標として決定した基本理念に、副題として「子供の育ちと若者の自立を支え」を加えた形となっている。堀内副委員長及び高橋委員のご意見を勘案すると、事務局には、子供の成長についての文言を基本理念に追加検討するなどの確認作業をお願いしたい。

P. 19についてだが、地域社会全体で子供を育み、子供自身が輝くという視点を置いて考えてくという立場で基本理念を掲げ、親支援の視点だけでなく、親子共に育ち合う社会について、子供の成長についての具体的な文言等があれば尚良いかと思われる。

(西委員長)

質問がなければ、了承したいと考えているがよろしいか。

(異議なし)

(西委員長)

審議事項①については了承とする。(全委員異議なし)

(2) 事業報告

①平成 30 年度子供育成活動支援事業の実施状況について

【説明】

(子ども・若者支援課長)

報告資料 1 に基づき説明する。本区では、学習支援や食事提供等の地域活動を担う団体に

対し、経費の一部を支援することで親の就労や家庭事情等により、孤立しがちな子供やその家族の支援を目的としている。

平成 30 年度は 4 団体に対して補助を行った。補助団体の年間利用実績は、学習支援で 4,327 人、前年度比 1,165 人増。年代別に見ると、小学生の利用が増加しており、前年度比 1,052 人増。食事提供では 4,735 人で、前年度比 1,649 人増。年代別に見ると、こちらも小学生の利用が増え、前年度比 905 人増。

子供育成活動支援ネットワーク会議を令和元年 8 月 23 日に実施し、子供育成活動に関する団体と行政にて、ボランティア等の支援を含め情報共有を図った。

【質疑応答】

なし

②若者育成支援推進事業の実施状況について

【説明】

(子ども・若者支援課長)

報告資料 2 に基づき説明する。本事業は、長期にわたり就学・就労等の社会参加ができず、ひきこもり等の状態にある若者やその家族に対し、電話や面談による相談窓口を開設するとともに、家族間でお互いの体験や接し方などについて情報交換できる場を設定し、社会参加を促すもの。支援対象者は、中学卒業後から 39 歳までのひきこもり等の状態にある本人とその家族。平成 28 年度から実施の常設相談は、民間事業者に委託し、臨床心理士などの専門家が助言、カウンセリング、関係機関への紹介を行っている。相談形態は、電話相談、来所相談、訪問相談。相談者の推移は、資料記載のとおりで、現在計 20 名から継続的な相談を受けている。また、相談以外にも啓発事業として個別相談会や講演会、茶話会を開催している。

現在の取り組みは、講演会等区外での相談事業が中心である。区内の相談拠点や相談後に外出できる機会を提供する施設の必要性を認識していることから、今後は、若者の相談拠点や居場所の検討を進め、若者支援の拡充を図る。

【質疑応答】

なし

③台東区要保護児童の状況について

【説明】

(子ども家庭支援センター長)

報告資料 3 に基づき説明する。新規養護相談数は平成 30 年度 1,226 人で、前年度比 142 人増。そのうち、要保護児童として経過観察の必要がある児童数は 340 人、前年度比 50 人減。相談件数が前年度比で増加した理由は、平成 30 年 2 月の目黒区虐待児童死亡事案を受け、全国で未就園児童等の緊急把握を実施したためと考えられる。虐待の相談内容は心理的虐待が 112 人と、前年度比 21 人増。これは、面前 DV の報告件数が増加したため。虐待相談の通報経路は資料記載のとおり。

要保護児童数を見ると、直近数年は減少傾向にある。また、要保護児童数の推移は平成 30 年度で 428 人、前年度比 2 人減。要保護児童年齢内訳については資料記載のとおり。要保護児童・保護者への相談件数は 11,676 回であり、前年度比 759 回減。訪問については 252 回増、子供の安全や家庭状況の確認のため訪問による現場対応を重要視したため。会議体開

催回数・検討ケース件数は、資料記載のとおり。

要保護終了児童の見守り期間を見ると、1年以上の見守り期間が約40%を占めている。

居住実態が把握できない児童への対応は、通告数258件、前年度比142件増。未就園児童等の緊急把握を実施した影響と考えられる。なお、結果はすべて虐待非該当であった。虐待非該当の児童のうち168人が出国によるもの。

令和元年度の取り組みは、保護者向け児童虐待防止の啓発および区内各警察署と児童虐待の未然防止と要保護児童の早期発見に向けた連携強化に関する協定の締結である。児童虐待防止の啓発は、平成31年3月に、児童虐待対策の抜本的強化について閣議決定した、体罰禁止及び体罰によらない子育てを推進するため、重点的に取り組んだもの。

1歳6か月健診を受診したすべての保護者に対してリーフレットを配布した。

【質疑応答】

（古屋委員）

要保護児童となる基準を教えて欲しい。また、区が開設予定の児童相談所は、一時保護の権限を有するのかについて知りたい。

（子ども家庭支援センター長）

要保護児童の基準は、保育園への聞き込みや周辺調査ということで前居住地や関係者の調査等、多角的に調べた上でアセスメントシートをチェックしながら総合的に判断している。月に一度東京都の児童相談所職員が来る際に、継続して見守る児童について協議をしている。また、児童相談所の設置については、現在検討中である。まずは、相談体制を整えることを第一に動いている状況。児童相談所が開設された場合は、児童相談所が一時保護の権限を有すると考えられる。

（西委員長）

要保護児童の対象となるかについて判断する場合、検討児童が保育園等に通園している場合は園等とは連携していないのか。

（子ども家庭支援センター長）

調査段階では保育園等との連携を図っているが、要保護児童の判断については、子ども家庭支援センターにて決定している。これは、東京都の児童相談所と同様の対応である。

（西委員長）

要保護児童となる前の個別対応会議の理事者にならないということは理解したが、アセスメントする段階での連携がうまくいくと、虐待対応がスムーズにいくように思われる。警察との連携強化について指導があるが、園を含む地域全体と、虐待にしないための連携強化を図るべきと考えるので、検討願いたい。

④区内警察署との児童虐待対応における協定の締結について

【説明】

（子ども家庭支援センター長）

報告資料4に基づき説明する。子ども家庭支援センターは、平成13年10月の「台東区児童虐待防止ネットワーク会議」の設置以来、区内各警察署と連携して要保護児童に関する情報共有等の連携を図ってきた。一方、平成30年度に目黒区で発生した児童虐待死亡事案を受け、同年7月に閣議決定された「児童虐待防止策の強化に向けた緊急総合対策」の一つとして、市区町村と警察の連携強化に関する通知が国より発出された。その中で相互の更なる円滑な情報共有が求められることとなった。また、本年6月に児童虐待防止法が改正され、

児童虐待の早期発見に努めなければならない団体及び職種として都道府県警察及び警察官を明文化したことを背景として、区内各警察との児童虐待対応における協定を令和元年9月27日に締結した。締結期間は、上野警察署、下谷警察署、浅草警察署、蔵前警察署。各警察署とは疑いを含む児童虐待事案において相互に保有する情報を共有し、これら情報を確実に記録・管理をするとともに、本協定以外の目的には使用しない。その他、要保護児童対策地域協議会における連携および児童の安全確認における連携も実施する。

【質疑応答】

(高橋委員)

里親制度について、子供同士でトラブルが発生した場合、都の児童相談所には報告をしているが、地域の子ども家庭支援センターへも相談を行っても良いものなのか。

(子ども家庭支援センター)

里親制度は東京都が一義的に実施しているが、里親制度を利用している家庭の情報について、情報共有をしている。よって、トラブルが生じた際は、子ども家庭支援センターに相談いただければ東京都と連携して対応する。

(古屋委員)

行政で対応できることには限界があるので、子供を守るために警察の介入は必要である。地域との更なる連携強化を望む。

(子ども家庭支援センター)

地域や関係団体等との連携は、今後強化を図りたい。

⑤日本堤子ども家庭支援センターの改修工事について

【説明】

(子ども家庭支援センター長)

報告資料5に基づき説明する。昨年の重大な児童虐待事件を受け、区市町村における相談支援体制の強化が謳われており、専門相談員の増員が必要となっている。また、平成28年度の児童福祉法改正によって制定された市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱の中で、心理担当支援員を配置するものとされ、その職務として「心理アセスメント」と「子どもや保護者等の心理的側面からのケア」の実施が明記された等を背景とし、相談環境の整備を図ることを目的として改修工事を実施する。改修整備は、執務スペースの拡張、打合せスペースの拡張、プレイルームの設置である。改修内容は、1階の相談係事務室を行動観察室を伴ったプレイルームとし、2階の未使用部分を会議室等とする。

【質疑応答】

なし

⑥平成30年度ゆりかご・たいとう、産後ケア及び乳児家庭全戸訪問の実施結果について

【説明】

(保健サービス課長)

報告資料6に基づき説明する。ゆりかご・たいとうでは、保健師等の専門職が妊婦に対して面接を行い、「妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制」を強化し、孤立する子育て家庭の支援と乳幼児虐待の予防を図っている。

産後ケアでは、出産後概ね4か月未満の母子に対し、産科医療機関や助産院で心身のケアやサポートおよび乳房ケアを行い、産褥期の母親の心身安定と育児不安の解消を図っている。

乳児家庭全戸訪問では、概ね生後4か月未満の乳児のいるすべての家庭を、保健師および助産師が訪問しており、母子の健康状態の確認や子育て情報の提供のほか、産後うつ病の疑いや育児不安など何らかの支援が必要な母親や、育児環境の確認が困難な家庭を対象に、関係機関と連携しながら支援を行っている。

実施状況を見ると、妊娠届出数1,944件に対し、面接実施数が1,678件と、面接実施率が86.3%であった。そのうち約9割の家庭が継続支援不要であった。

産後ケアは、平成30年度で宿泊型サービスが91人、外来型乳房ケアが322人であり、延利用日数は、それぞれ458回、686回であった。

乳児家庭全戸訪問では、訪問対象数1,635件に対し、訪問実施数が1,570件であり、訪問率は96.0%であった。そのうち約7割が継続支援不要であった。未訪問数の内訳については、資料記載のとおり。

【質疑応答】

なし

⑦浅草保健相談センターの移転等について

【説明】

(保健サービス課長)

報告資料7に基づき説明する。浅草保健相談センターは、現施設から約200m北側に移転する。それに伴い、電話番号も変更となる。新施設での業務開始は、令和元年12月2日(金)。

また、区、医療機関、地域等の関係機関が連携し、すべての妊産婦や子育て家庭に対して、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うことにより、妊娠・出産や子育ての不安や孤立感等を解消することを目的として、「おやこサポート・ネットワーク」を新規事業として実施する。

地域における乳児期の保護者同士の交流を支援するとともに、事業の担い手である地域の人材、地域の医療機関等のネットワークを強化し、地域全体で妊産婦等を支援する意識を醸成する。

乳児期の保護者等の交流支援は、3~4カ月検診に来所した保護者を対象とし、家庭教育支援者養成交差の修了生等、地域の人材を活用して、同じ悩みを持つ者同士の交流や地域の人々との交流を促す。関係機関との連携強化は、妊娠期・産前産後期・子育て期に利用する地域の医療機関等との連携を強化し、提供された情報を生かした支援策を速やかに展開できる仕組みを構築する。区内外の産科医療機関および助産所を対象とし、ネットワーク会議を開催する。

【質疑応答】

なし

⑧緊急保育室運営事業者の選定結果について

【説明】

(児童保育課長)

報告資料8に基づき説明する。緊急保育室は、保育需要の増加に対応するため期間限定で開設する保育室である。当該保育室は区が設置し、運営は民間事業者へ委託する。

名称は、(仮称)北上野保育室、所在地は北上野二丁目24番の区有地、選定経過は資料のとおり。

選定結果、HITOWA キッズライフ株式会社の得点率が高く、得点率 70%を超えたことから、優先交渉権者とした。

当初は令和 2 年 4 月 1 日から 5 年間の開設予定であったが、工事中に地中に障害物が確認され、除去作業等に時間を要しているため、工事に遅れが生じている。よって、開設予定時期は現在確認中で、閉設の時期は変わらず令和 7 年 3 月 31 日である。

開設予定時期が判明し次第、本協議会にて報告する。

【質疑応答】

なし

⑨令和 2 年 4 月保育所等入所申込の受付について

【説明】

(児童保育課長)

報告資料 9 に基づき説明する。申込み資格は、保護者が就労や出産、疾病・障害、看護・介護など「保育を必要とする事由」のいずれかに該当していることであり、認可保育所、認定こども園（長時間保育）、地域型保育事業を対象施設とする。受付期間は、令和元年 10 月 21 日（月）から 12 月 20 日（金）であり、受付場所および時間は、資料記載のとおり。申込手続きには、保育の認定申請書、利用申請書、保育の必要性を確認できる書類（勤務証明書等）、母子健康手帳等が必要となる。今後のスケジュールは、令和 2 年 1 月上旬から 2 月上旬にかけて入所審査を行い、2 月中旬に結果通知書の発送、4 月入園を予定している。

【質疑応答】

なし

⑩未就学児の移動経路における点検の実施について

【説明】

(児童保育課長)

報告資料 10 に基づき説明する。本年 5 月、大津市において、集団で歩道を通行中の園児らが死傷する交通事故が発生した。これを受けて国において開催された関係閣僚会議によって、未就学児を中心とした子供が日常的に集団で移動する経路の安全確保方策を早急に取りまとめ、対策を講じることとされた。このような状況の下、交通安全の観点による関係機関との合同点検を行い、安全の確保に取り組むこととする。なお、実施対象施設は、資料記載のとおり。

実施内容は、「施設による危険個所の抽出」「合同点検の実施」「対策案の作成」「対策の実施」の 4 つであり、対象施設、道路管理者及び地元警察署等の関係機関と連携し交通安全対策を実施する。

結果については、追って本協議会にて報告する。

【質疑応答】

なし

⑪幼児教育・保育の無償化実施後における食材料費の徴収について

【説明】

(児童保育課長)

報告資料 15 に基づき説明する。幼児教育・保育の無償化については、8 月の本協議会に

て報告した。今回は、無償化実施後の副食費の徴収に関する減免等について報告する。まず、食材料費の取扱いに関する国の考え方は、幼稚園・保育所等の3歳から5歳までの子どもの食材料費は、これまでも施設による徴収または保育料の一部として、保護者の負担となっている。今般の無償化実施後もこれまでの考え方を維持し、1号認定及び2号認定の子どもについては、主食費及び副食費について施設による徴収を基本とした。併せて、これまでも国基準で保育料を減免されていた方については、減免を維持するため、公定価格で副食費相当分の加算を行うとともに、その減免措置の対象範囲が年収360万円未満相当の世帯まで拡充した。

本区では、既存制度である就学援助の基準や施設間の負担の公平性等を考慮し、国基準よりも減免範囲を拡充することとした。具体的には、世帯年収で680万円相当まで拡充する。対象施設は資料のとおり。

実施開始は、無償化実施と同時の令和元年10月1日。

【質疑応答】

(古屋委員)

現在、23区中17か18区が無償になっていると聞いており、台東区も減免対象となる世帯年収基準を680万円までとした。一方、なぜ台東区だけ副食費相当分4,500円を徴収するのかといった声を聞く。来年度以降、減免対象は拡大するのか。

(児童保育課長)

国の考え方では、給食費は無償化の対象外であること、また、本区では、1号認定の児童世帯や在宅で子育てする世帯との公平性を考慮してこのような形としている。現段階では、減免対象の変更は検討していない。

(古屋委員)

どの区も無償化に向けて動いている中、どうしても副食費相当額の4,500円は利用者の不公平感が否めない。幼稚園やこども園との格差ということであれば、別の補助や施策を打ちながら、完全無償化に向けて是非とも検討願いたい。

⑫放課後対策事業運営事業者の選定結果について

【説明】

(放課後対策担当課長)

報告資料11に基づき説明する。8月の本協議会で報告した、放課後児童クラブおよび放課後子供教室の運営事業者の選定結果について報告する。

選定経過、選定委員については、資料記載のとおり。選定方法は、書類審査とプレゼンテーション・ヒアリング審査を実施。

得点率70%を超え、かつ最高点を獲得した事業者を優先交渉権者とした。北上野こどもクラブは、株式会社セリオを選定。本事業者は区内で2か所、こどもクラブを運営している。上野小学校放課後子供教室は、同じく株式会社セリオを選定。本事業者は区内で1か所、放課後子供教室を運営している。谷中小学校放課後子供教室は、特定非営利活動法人 放課後NPO アフタースクールを選定。本事業者は区内で1か所、放課後子供教室を運営している。

令和2年4月1日、事業運営開始予定。

【質疑応答】

（宇佐見委員）

今回選定された事業者について、総合的な点数は高いが、熱意・積極性が低い。熱意・積極性が低くなった要因について聞きたい。

（放課後対策担当課長）

熱意や積極性を数字に表すことは難しく、当日のプレゼンテーションの話し方等も熱意や積極性に影響したと考えられる。選定された事業者は区内実績があり、台東区の子供達を良く知っていること、また、プログラムの内容等が評価されて選定に至った。

（宇佐見委員）

選定されなかった事業者の方が熱意・積極性が高いケースもある。せっかく良い企画・運営案を持っていても、熱意・積極性がないと絵に描いた餅になりかねない。運営業者に委託後も、担当課にて当該事業者の熱意・積極性が事業内容に追いつけるようバックアップを要望する。

⑬玉姫こどもクラブと石浜こどもクラブの統合について

【説明】

（放課後対策担当課長）

報告資料 12 に基づき説明する。玉姫こどもクラブは、平成 30 年 4 月の石浜こどもクラブ開設以降、新規の利用者が無く、令和元年 5 月現在の在籍児童数が 4 名ということもあり、異年齢間の交流ができない、遊びの内容が限定されるなど集団保育の観点から単独での運営が難しい状況にある。

また、区内保育園に在籍している 5 歳児保護者を対象に令和 2 年度のこどもクラブの利用意向について、アンケート調査を実施したところ、玉姫こどもクラブを利用したいと回答した保護者は 1 名であった。来年度の利用者数の見込みは、玉姫こどもクラブで 3 人、石浜こどもクラブで 42 人が想定されている。

玉姫こどもクラブの利用者数の推移や地域の状況を勘案すると、玉姫こどもクラブの利用を希望する児童数の増は見込めない。現在の玉姫こどもクラブ利用者及び来年度の玉姫こどもクラブ利用希望者については、他のこどもクラブや児童館、放課後子供教室でも受け入れ可能な人数であることから、利用者の意向を確認しながら、児童健全育成の観点に基づき、近隣の石浜こどもクラブと統合する。

現在、玉姫こどもクラブ利用中の保護者等関係者に、統合について説明を済ませ、今後の対応についてご相談している。

令和 2 年 4 月 1 日、統合予定。

【質疑応答】

なし

⑭令和 2 年度のこどもクラブの定員及び利用審査基準の見直しについて

【説明】

（放課後対策担当課長）

報告資料 13 に基づき説明する。こどもクラブの面積基準の経過措置が令和元年度末に終了することに伴い、千束こどもクラブの定員の減を行う。減となる千束こどもクラブに東浅草小学校児童が在籍している状況を鑑み、東浅草こどもクラブの定員を拡大する。

こどもクラブの利用審査にあたっては、公平性・透明性の観点から利用審査基準を指数化しており、保護者の就労の状況等を指数化した「基本指数」と、児童の属する家庭の状況等を指数化した「調整指数」の合計に基づいて決定している。児童の学年による調整は「調整指数」において行っているが、現行の指数では、学年間の差が少ないため、保育の必要性が高い低学年が希望することもクラブを利用できないケースが発生している。低学年が利用しやすくなるよう、「調整指数」の一部を見直し変更する。学年による調整指数の変更点は資料のとおり。

令和2年4月利用開始分の審査から適用開始。

【質疑応答】

(澤田委員)

調整指数の見直しは、障害を有する子供の選定に影響があるか。

(放課後対策担当課長)

調整数値の見直しは、低学年児主に1年生をより多く選定できるようにするためであり、障害を有する子供への影響はないと考えている。

(澤田委員)

指数の変更によって、障害を有する高学年の子供にも影響が生じることはないという認識でよろしいか。

(放課後対策担当課長)

障害を有する子供に対しては、基本指数にてすでに勘案されている。よって、全体として影響は生じない。

⑮ 令和2年4月こどもクラブ利用申込の受付について

【説明】

(放課後対策担当課長)

報告資料14に基づき説明する。申込み資格は、保護者が就労や病気等で放課後に保育することができない家庭の小学生が対象。

受付期間および場所等については、資料のとおり。

【質疑応答】

なし

(3) その他

なし

(西委員長)

これをもって令和元年度第3回台東区次世代育成支援地域協議会を閉会する。